

改正
宿屋業
料理屋業
取締規則

216
839

廣告

一改正

宿泊人名簿
宿泊人届

百枚綴壹冊金拾五錢
百枚 金六錢

右出賣仕候間御用命願上候

人名簿貳冊以上届用紙五百枚以上御注文ノ御方ニハ改正宿屋

取締規則（附料理屋業取締規則）壹冊無代進呈仕候

尙宿泊人届千枚以上御注文ノ御方ニハ住所氏名刷込可申候

明治四十二年八月

岡山市西大寺町

難波與四郎

●岡山縣令第六十號

料理店業取締規則左ノ通定ム

明治四十二年七月三十日

岡山縣知事 谷口留五郎

料理店業取締規則

第一條 料理店ノ業ヲ營マムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ營業ニ供用スル建造物ノ圖面ヲ添へ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ第二號又ハ第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一 本籍地、住所、氏名、生年月日、商號又ハ屋號アルモノハ其ノ名稱

二 營業所

三 客室ノ間數及ヒ坪數

廣告

改正

宿泊人名簿
宿泊人届

百枚綴書冊金拾五錢
百枚 金六錢

右出賣仕候間御用命願上候

以名稱式冊以上届用紙五百枚以上御注文ノ御方ニハ改正宿屋

取締規則（附料理屋業取締規則）壹冊無代進呈仕候

尚宿泊人届千枚以上御注文ノ御方ニハ住所氏名刷込可申候

明治四十二年八月

岡山市西大寺町

難波與四郎

●岡山縣令第六十號

料理店業取締規則左ノ通定ム

明治四十二年七月三十日

岡山縣知事 谷口留五郎

料理店業取締規則

- 第一條 料理店ノ業ヲ營マムトスル者ハ左ノ各號ヲ具シ營業ニ供用スル建造物ノ圖面ヲ添へ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ第二號又ハ第三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 一 本籍地、住所、氏名、生年月日、商號又ハ屋號アルモノハ其ノ名稱

二 營業所

三 客室ノ間數及ヒ坪數



第二條 公安又ハ風俗ニ害アリト認ムル場所及ヒ第十六條第一號乃至第五號ニ該リ許可ヲ取消サレ二年ヲ經過セサル者並同條第二號、第四號及ヒ第五號ニ該當スルトキハ營業ノ許可ヲ與ヘサルコトアルヘシ

第三條 自ラ營業ニ從事シ難キトキハ管理人ヲ定メ其ノ本籍地、住所、氏名、生年月日及ヒ管理スヘキ營業所ヲ記シ七日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ變更ノ場合亦同シ

第四條 左ノ場合ニ於テハ七日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ第四號ノ場合ハ戶籍法ノ規定シタル届出義務者第五號ノ場合ハ同居者ヨリ届出ノ手續ヲ爲スヘシ

- 一 第一條第一號ノ事項ノ變更
- 二 法定代理人、保佐人、夫ノ變更又ハ是等ノ者ノ住所氏名ノ異動
- 三 休業又ハ廢業若ハ支店ヲ廢止シタルトキ
- 四 死亡シタルトキ

五 所在不明トナリタルトキ

第五條 客室及ヒ營業用ノ便所、井其ノ他ノ構造設備ハ左ノ各號ニ依ルヘシ但シ建造上此規定ニ從フコト能ハサル事情アルトキハ特ニ所轄警察官署ノ認許ヲ受クルコトヲ要ス

- 一 凡ソ建造物ハ堅牢ニシテ清潔ナラシムルコト
- 二 客室ハ成ルヘク光線ヲ取り空氣ヲ流通セシムルコト
- 三 二階以上ノ客室ニハ幅三尺以上ノ段梯子ヲ設ケ手摺ヲ附スルコト
- 四 段梯子ノ勾配ハ四十五度以内タルコト
- 五 毎階上ノ客室二十坪以上ナルトキハ二個以上ノ段梯子ヲ設クルコト

- 六 料理場及ヒ井ハ便所ト二間以上ノ間隔ヲ保ツコト
- 七 便所ハ客室ニ臭氣ノ達セサル間隔ヲ保ツコト
- 八 店頭ニ業名ヲ記シタル看板ヲ掲ケ尙夜間ハ成ルヘク戶外ニ掲燈

九 飲食物ノ價額ヲ店內ニ揭示スルコト

十 器具ハ常ニ清潔ナラシムルコト

第六條 警察官署ハ構造及ヒ設備ニ關シ必要ト認ムルトキハ其ノ改造又ハ完備ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 料理店ハ客ヲ宿泊セシムヘカラス若シ宿泊ヲ謝絶スルモ仍ホ肯セサル者アルトキハ警察官吏ニ申告スヘシ

第八條 夜間十二時ヲ限リ歌舞音曲其ノ他喧噪ノ所爲アラシムヘカラス又客ノ需メアリト雖モ夜間十二時後藝妓又ハ酌婦ヲ侍セシムヘカラス但シ警察官吏ノ承認ヲ得タル場合ハ此限ニ在ラス

第九條 客ニ對シ不當ノ代金ヲ要求シ又ハ代金ヲ得ル目的ヲ以テ其ノ需メナキ飲食物ヲ供スヘカラス

第十條 店頭又ハ路上ニ於テ通行人ニ登樓ヲ勸ムヘカラス

第十一條 客ノ所持セル物品ハ警察官吏ノ承認ヲ受クルニ非サレハ質

入、賣却ノ取次ヲ爲シ又ハ之ヲ爲サシメ若ハ營業上收得金ノ抵償トシテ收受スヘカラス

第十二條 來客中其舉動不審ト認ムル者アルトキハ速ニ警察官吏ニ申告スヘシ

第十三條 客ニ面會ヲ求ムル者アルトキ故ナク其取次ヲ爲サス又ハ客ヲ隱秘スル行爲アルヘカラス

第十四條 結核、癩病、梅毒、トラホーム其ノ他傳染病ニ罹リ客ニ危害ヲ及ホス虞アル者ヲシテ營業ニ供用スル料理若ハ器具ノ取扱ヲ爲サシメ又ハ客ノ接待ヲ爲サシムヘカラス營業人ニシテ其ノ疾病ニ罹レルトキハ亦之ニ準ス

警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ從業者ノ健康ヲ診斷セシメ又ハ醫師ノ診斷書ヲ提出スヘキ旨ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 警察官署ハ從業者中前條ノ疾病ニ罹リ客ニ危害ヲ及ホス虞アルトキ又ハ第十六條第二號第四號ニ該當スルモノアルトキハ其ノ

使用ヲ差止メ又ハ從業スヘカラサルコトヲ命スルコトアルヘシ
 第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 營業ノ許可ヲ受ケタル後三月以内ニ開業セス又ハ一年以上引續キ休業シタルトキ
- 二 犯人藏匿、猥褻姦淫、賭博、強竊盜、詐欺恐喝、横領及ヒ贓物ニ關スル罪ヲ犯シ懲役以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 三 本則ニ違背シ處分ヲ受ケ尙改悛ノ狀ナシト認メタルトキ
- 四 公安又ハ風俗ヲ害スル虞アリト認メタルトキ
- 五 他人ニ名義ヲ假スノ事實アリト認メタルトキ
- 六 所在不明トナリタルトキ
- 七 無能力者ニシテ法定代理人若ハ保佐人ナキニ至リ又ハ其ノ許可若ハ同意ヲ取消サレタルトキ及ヒ妻ニシテ夫ノ許可ヲ取消サレタルトキ

第十七條 第一條、第八條乃至第十一條ニ違背シタル者及ヒ第六條ノ命令ニ從ハサル者若ハ營業停止中營業ノ行爲アリタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス

第三條、第七條、第十三條、第十四條第一項ニ違背シタル者及ヒ第十四條第二項第十五條ノ命令ニ從ハサル者若ハ第十四條第二項ノ診斷ヲ拒ミタル者ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス

第四條ニ違背シタル者ハ拾圓未滿ノ科料ニ處ス

第十八條 本則ニ規定シタル違犯行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス

第十九條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ此營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス
 營業者ハ其代理人又ハ使用人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ使用人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第二十條 從來ノ料理屋及ヒ特ニ客席ノ設ケアル飲食店ハ本則施行後ニ於テハ本則ノ料理店トシ免許ノ効ヲ繼續スルモノトス

第二十一條 前條ニ依ル料理店ニシテ第五條ノ構造設備ニ適合セサルモノハ本則施行後五年以内ニ改造又ハ完備スルコトヲ要ス但シ第五條但書ニ該當スルモノハ本則施行後二月以内ニ所轄警官署ノ認許ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ期間内ニ改造又ハ完備ヲ爲ササルトキハ營業ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第二十二條 明治十四年（四月）岡山縣甲第六十五號料理屋并諸飲食店營業取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

●岡山縣令第六十一號

宿屋取締規則左ノ通定ム

明治四十二年七月三十日

岡山縣知事 谷口留五郎

宿屋取締規則

第一條 宿屋ヲ分ツテ旅人宿、下宿屋、木賃宿ノ三種トス

第二條 宿屋業ヲ營マムトスル者ハ左ノ諸件ヲ具シ營業ニ供用スル建造物ノ圖面ヲ添へ所轄警官署ニ願出許可ヲ受クヘシ第二號乃至第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ若ハ支店ヲ設置セムトスルトキ亦同シ

一 本籍地、住所、氏名、生年月日、商號又ハ屋號アルモノハ其名稱

二 營業所

三 宿屋ノ種類

四 客室ノ間數及ヒ坪數

第三條 第二十二條第一號乃至第五號ニ該リ許可ヲ取消サレ二年ヲ經過セサル者竝同條第二號第四號及ヒ第五號ニ該當スルトキハ營業ノ許可ヲ與ヘサルコトアルヘシ

第四條 自ラ營業ニ從事シ難キトキハ管理人ヲ定メ其ノ本籍地住所氏名年月日及ヒ管理スヘキ營業所ヲ記シ七日以内ニ所轄警察署ニ届出ヘシ其ノ變更ノ場合亦同シ

第五條 左ノ場合ニ於テハ七日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ第四號ノ場合ハ戶籍法ノ規定シタル届出義務者第五號ノ場合ハ同居者ヨリ届出ノ手續ヲ爲スヘシ

一 第二條第一號ノ事項ヲ變更

二 法定代理人、保佐人、夫ノ變更又ハ是等ノ者ノ住所氏名ノ異動

三 休業又ハ廢業者ハ支店ヲ廢止シタルトキ

四 死亡シタルトキ

五 所在不明トナリタルトキ

第六條 客室及ヒ營業用ノ便所、井、其ノ他ノ構造設備ハ左ノ各號ニ

依ルヘシ但シ建造上又ハ土地ノ狀況ニ依リ此規定ニ從フコト能ハサル事情アルトキハ特ニ所轄警察官署ノ認許ヲ受クルコトヲ要ス

一 凡ソ建造物ハ堅牢ニシテ清潔ナラシムルコト

二 客室ハ充分ニ光線ヲ取り空氣ヲ流通セシムルコト

三 二階以上ノ客室ハ幅三尺以上ノ段梯子ヲ設ケ手摺ヲ附スルコト

四 段梯子ノ勾配ハ四十五度以内タルコト

五 每階上ノ客室二十坪以上ナルトキハ二個以上ノ段格子ヲ設クルコト

六 客室毎ニ堅固ナル錠前附ノ押入又ハ戸棚ヲ設クルコト

七 料理場及ヒ井ハ便所ト二間以上ノ間隔ヲ保ツコト

八 便所ハ客室ニ臭氣ノ及ハサル間隔ヲ保ツコト

九 店頭ニ業名ヲ記シタル看板ヲ掲ケ尙夜間ハ成ルヘク戶外ニ掲燈ヲ爲スコト

十 宿泊料其ノ他飲食物ノ價格ヲ店內ニ揭示スルコト

十一 器具ハ常ニ清潔ナラシメ特ニ夜着蒲團ハ成ルヘク清潔ナル白布ヲ以テ覆フコト

第七條 警察官署ハ構造及ヒ設備ニ關シ必要ト認ムルトキハ其ノ改造又ハ完備ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 旅人宿、木賃宿ハ客ノ宿泊シタルトキ警察官署、巡查派出所、巡查駐在所所在地ニ在テハ左記第一號書式ノ届書ヲ作り其日午後十時マテニ（此届出後來泊セシモノハ翌朝九時マテニ）所轄警察官署、巡查派出所、巡查駐在所ニ届出ヘシ其ノ所在地外ニ在テハ左記第二號書式ニ準シ宿泊人名簿ヲ製シ豫メ所轄警察官署ノ檢印ヲ受ケ宿泊人毎ニ各事項ヲ詳記シ届出ニ代ヘ巡行警察官吏ノ檢閲ヲ受クヘシ

第九條 下宿屋ハ下宿人投宿後二十四時間内ニ下宿人ノ本籍地、住所、族稱、職業、氏名、生年月及ヒ下宿ノ事由ヲ詳記シタル届書ヲ所轄警察官署巡查派出所、巡查駐在所ニ差出スヘシ

第十條 宿泊人中其ノ舉動不審ト認ムル者アルトキハ速ニ警察官吏ニ申告スヘシ

第十一條 宿泊人カ疾病ニ罹リタルトキハ醫藥食物等其ノ求メニ應スルハ勿論總テ懇切ニ取扱ヒ不自由ヲ感セシメサル様注意スヘシ

第十二條 宿泊人ノ變死又ハ其所持品紛失シタルトキハ速ニ警察官吏ニ届出ヘシ但シ現場ニ居合セタル者ハ可及的退散セシメサルヲ要ス
第十三條 強テ旅客ヲ誘引シ又ハ誘引セシメ其ノ他客引ヲ出シ若ハ車夫其ノ他ノ者ト喋合シテ客ヲ誘引スヘカラス

第十四條 宿屋ハ正當ノ理由ナクシテ宿泊ヲ拒絶スヘカラス

第十五條 宿屋ハ他ノ妨害ト爲ルヘキ喧噪雜沓ノ所爲アラシムヘカラ

ス殊ニ夜間十二時ヲ限リ絃歌ヲ弄セシムヘカラス又客ノ需メアリト雖モ夜間十二時後藝妓又ハ酌婦ヲ侍セシムヘカラス但シ警察官吏ノ承認ヲ得タル場合ハ此限ニ在ラス

第十六條 客ニ對シ遊興ヲ勸メ又ハ代金ヲ得ル目的ヲ以テ其需メナキ飲食物ヲ供スヘカラス

第十七條 客ノ承諾ヲ得スシテ來訪者其ノ他ノ者ヲ濫リニ客室ニ入テシメ又ハ客ニ面會ヲ求ムル者アルトキ故ナク其ノ取次ヲ爲サス又ハ客ヲ隱秘スル行爲アルヘカラス

第十八條 客ヨリ寄託ヲ受ケタル物品ハ滅失又ハ毀損セサル様嚴重ニ保管スヘキハ勿論其ノ特ニ寄託セサル場合ト雖モ客ノ携帶シタル物品ニ付テハ右ニ準シ注意ヲ篤クスヘシ

客ノ所持セル物品ハ警察官吏ノ承認ヲ受クルニ非サレハ質入、賣却ノ取次ヲ爲シ又ハ之ヲ爲サシメ若ハ營業上收得金ノ抵償トシテ收受スヘカラス

第十九條 近火出水其ノ他變災アルトキハ直ニ客ニ警告シ保護ヲ怠ルヘカラス

第二十條 結核、癩病、蠟毒、トラホーム其ノ他傳染病ニ罹リ客ニ危害ヲ及ホス虞アル者ヲシテ營業ニ供用スル料理若ハ器具ノ取扱ヲ爲サシメ又ハ客ノ接待ヲ爲サシムヘカラス營業人ニシテ其ノ疾病ニ罹レルトキ亦之ニ準ス

警察官署ハ必要ト認ムルトキハ醫師ヲシテ從業者ノ健康ヲ診斷セシメ又ハ醫師ノ診斷書ヲ提出スヘキ旨ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條 警察官署ハ從業者中前條ノ疾病ニ罹リ客ニ危害ヲ及ホス虞アルトキ又ハ第二十二條第二號、第四號ニ該當スルモノアルトキハ其ノ使用ヲ差止メ又ハ從業スヘカラサルコトヲ命スルコトアルヘシ

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ヲ停止シ又ハ許可ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 營業ノ許可ヲ受ケタル後三月以内ニ開業セス又ハ一年以上引續キ休業シタルトキ
- 二 犯人藏匿、猥褻、姦淫、賭博、強窃盜、詐欺恐喝、横領及ヒ賊物ニ關スル罪ヲ犯シ懲役以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 三 本則ニ違背シ處分ヲ受ケ尙改悛ノ狀ナシト認メタルトキ
- 四 公安又ハ風俗ヲ害スル虞アリト認メタルトキ
- 五 他人ニ名義ヲ假スノ事實アリト認メタルトキ
- 六 所在不明トナリタルトキ
- 七 無能力者ニシテ法定代理人若ハ保佐人ナキニ至リ又ハ其ノ許可若ハ同意ヲ取消サレタルトキ及ヒ妻ニシテ夫ノ許可ヲ取消サレタルトキ

第二十三條 第二條、第十三條、第十五條乃至第十七條、第十八條第二項ニ違背シタル者及ヒ第七條ノ命令ニ従ハサル者若ハ營業停止中營業ノ行爲アリタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ

處ス

第四條、第十二條、第十四條、第十九條、第二十條第一項ニ違背シタル者及ヒ第二十條第二項第二十一條ノ命令ニ従ハサル者若ハ第二十條第二項ノ診斷ヲ拒ミタル者ハ貳拾圓未滿ノ科料ニ處ス

第五條、第十一條ニ違背シタル者ハ拾圓未滿ノ科料ニ處ス

第八條、第九條ニ違背シタル者ハ明治三十二年（七月）内務省令第三十二號ニ依リ處分セラレヘシ

第二十四條 本則ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス

第二十五條 營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ此營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス營業者ハ其ノ代理人又ハ使用人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ使用人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス
法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第二十六條 從來ノ宿屋ト本則施行後ニ於テモ免許ノ効ヲ失フコトナシ

第二十七條 前條ニ依ル宿屋ニシテ第六條ノ構造設備ニ適合セサルモノハ本則施行後五年以内ニ改造又ハ完備スルコトヲ要ス但シ第六條但書ニ該當スルモノハ本則施行後二月以内ニ所轄警察官署ノ認許ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ期間内ニ改造又ハ完備ヲ爲ササルトキハ營業ノ許可ヲ取消ス
コトアルヘシ

第二十八條 明治二十四年(三月)岡山縣令第十六號ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

(書式第一號)

宿 泊 人 届

市町
郡村

大字

(商號又ハ屋號アルモノハ其名稱)

年 月 日

宿屋營業人

氏

名 印

何警察署(分署)御中

到着月日時	住 所	族稱職業	生年月	氏 名
月日 午前 時	何縣何郡 大字何々番地	平民 農	明治何 年何月	何 某

外國人ハ住所欄ニ國籍ヲ加記スヘシ

(書式第二號)

『表紙』

明治 年

宿泊人名簿

市町
郡村

大字

(商號又ハ屋號ア
ルモノハ其名稱)

宿屋營業人

氏

名

到着月日時	住	所	族稱職業	生年月	氏	名
	何府何市何町 何番地		士族何商	明治何 年何月	何	某

「表紙

明治 年
宿泊人名簿

市町 大字 (商號又ハ屋號ア
郡村 ルモノハ其名稱)

宿屋營業人 氏 名

到着月日時	住	所	族稱職業	生年月	氏	名
	何府何市何町	士族何商	明治何	何		某
	何番地		年何月			

廣告

一 度量衡法規類聚

袖珍 堅三寸 紙數百十六頁
定價 壹冊金拾貳錢 郵稅貳錢
郵券代用不苦

右ハ今般御改正ノ度量衡法并ニ勅令省令等コレニ關
係ノ法規ヲ聚メタルモノニシテ官公吏ハ勿論製作者
販賣者其他一般ノ使用者是非必用ノモノニシテ既ニ
製本發賣致居候間是非御注文願上候

岡山市西大寺町

難波與四郎

明治四十二年七月十五日

度量衡器販賣廣告

一度量衡器

右一切取揃へ確實ニ販賣仕候間御用命奉願候

明治四十二年八月

岡山市西大寺町

難波與四郎

全市榮町

難波菊次郎

◎良酒は自然に良血を造る◎

岡山市西大寺町九十八番地

洋酒洋菓子
食器食料品

商

葵

商

會

(電話八四一番)

◎美食の費へは藥價より廉し◎



シヤンパンサイダー
 オレンジウラター
山陽ラヂオ
 ジンジャエール
 パイニアツプル

製造元

山陽ラヂオ合資会社

明治四十二年八月六日印刷
 明治四十二年八月十一日發行

定價金六錢

發行所 肥友館
 岡山市西大寺町五十八番地

發行人 難波與四郎
 岡山市西大寺町五十八番地

印刷人 市川休太郎
 岡山市西中山下三丁目八十五番地

印刷所 魁進堂
 岡山市西中山下三丁目八十五番地

216
 839

2B-30

033591-000-6

CZ-1353-88-01

改正宿屋業料理屋業取締規則

肥友館

M42

BBK-0434

